

2022 年度
環境省請負業務

令和4年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業の適合 性確認等業務

(京都府によるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク)

適合性確認報告書

2022 年 12 月

株式会社日本格付研究所

目次

1	本適合性確認等業務の背景、目的.....	1
2	適合性確認等業務の概要	4
2.1	参照する原則・ガイドライン等	4
2.2	結論要約	4
3	フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	6
3.1	フレームワーク作成者の概要	6
3.2	本フレームワーク作成の目的	6
3.3	フレームワーク（京都ゼロカーボン・フレームワーク）の概要	8
3.4	フレームワークにおけるローンの特性	9
3.5	レポートニング	10
3.6	検証	10
4	適合性確認の枠組み	11
5	SLL ガイドラインへの適合性確認.....	15
5.1	前文、KPI の選定	15
5.2	SPTs の設定と借り手のサステナビリティの改善度合の測定	18
5.3	レポートニング	22
5.4	検証	23
6	適合性確認機関	24

1 本適合性確認等業務の背景、目的

本事業は、国内におけるグリーンファイナンスをさらに普及させるために、同分野におけるモデル事例の創出・情報発信をするものである。

地球温暖化対策や自然資本の劣化の防止に資する企業等の事業活動への民間資金を導入するための有効な枠組みの一つとして、2019年3月に「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（以下「SLLP」という。）が策定された（2021年5月、2022年3月改訂）。これは、借り手となる企業等のサステナビリティ経営の高度化をコーポレートファイナンスと結びつけた枠組みである。近年、国際的には企業等の借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローンである「サステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）」が活発になってきている。また、SLLと同様のフレームワークによる「サステナビリティ・リンク・ボンド（以下「SLB」という。）」について、ICMA（国際資本市場協会）が2020年6月に「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」（以下「SLBP」という。）を発表し、国内外でSLBの発行も進んでいる。加えて、金融機関・投資家が環境・社会・経済へのインパクトを明確な意図を持って追求する「インパクトファイナンス」の取組が様々なイニシアティブによって進められている。

国内においては、環境省にて、2022年7月に、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」（以下「GB・SLBガイドライン」という。）及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下「GL・SLLガイドライン」という。）を改訂した。しかし、現状、パリ協定で掲げられた目標、SDGsのような国際目標や、2021年4月に首相が表明した2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け民間資金を大量に導入していく必要がある中で、我が国におけるこうした金融手法の普及は十分とはいえない。

SLL、SLB、インパクトファイナンスは資金用途を特定せず、企業の長期的な環境ビジョンの達成に対して柔軟な資金調達を可能とする特性を有しているが、2019年に市場で取引が開始されたばかりであり、一部にはグリーンウォッシュの懸念がある事例も海外では指摘されている。

以上の状況を踏まえ、GB・SLBガイドライン、GL・SLLガイドライン、「インパクトファイナンスに関する基本的考え方」、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」及びその他各種原則・ガイドライン（以下「本件ガイドライン等」という。）に適合し、かつ、特に環境面において先進的かつ市場に波及効果をもたらし得る等のモデル性を有すると考えられる「SLL、SLB若しくはインパクトファイナンスの調達又は発行事例」、「金融機関等のSLL若しくはインパクトファイナンスの枠組み」に関して適合性確認等を実施し、情報発信することで、国内においてグリーンファイナンスをさらに普及させることを目指す。

環境省の請負業者である株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLL等のモデル創出に向け

て、環境省が公募で選定した事例のSLLガイドラインへの適合性確認等を目的として、本業務を実施する。

今回金融機関等が定めるサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワークの事例として京都府から、府内を中心とする金融機関及び事業会社が活用できるSLLの枠組みを定めた「京都ゼロカーボン・フレームワーク」の応募があった。応募案件を審査委員会で審議した結果、以下の点を評価してモデル事例に選定した。

<実施体制の先進性>

- 1) 多様なステークホルダー（商工会議所・工業会・中小企業・金融機関等）が関わり、SLLフレームワークを策定している例は他になく、先進的である。
- 2) 京都府が金融機関に、共通で使えるフレームワークを提供している。
- 3) 個別SLL実行時に、京都府の地球温暖化対策条例等で定める事業者排出量削減計画・報告・公表制度（以下「特定事業者制度」という。）といった既に確立されたGHG排出量の算定・削減・評価スキームを準用し、京都府が第三者として検証を行う。（融資の関係者と一切の利益相反関係がない。）

<市場に対する波及効果>

- 1) 2050年カーボンニュートラルを目指す地方自治体が地域の脱炭素を推進する具体的な施策として検討しやすく、特定事業者制度の活用にもつながる。
- 2) SLLを実行したいと考える金融機関は多い一方で、独自のフレームワーク作成や実績積み上げに課題を抱える地域金融機関が多いが、共通のフレームワークにより実行のハードルが下がり、実績の積み上げが期待できる。
- 3) 本フレームワークを利用することで、地域金融機関がSLLを行いやすくなり、ひいては、地域金融機関とつながりの深い中小企業にとっても、金利等によるインセンティブを受けやすくなり、サステナブルファイナンス実行及び脱炭素の取り組みがしやすくなる。

<効率性>

- 1) 複数の金融機関が共通して本フレームワークを参照できることから、個別にSLLのフレームワークを策定する必要がない。
- 2) 個別案件組成時の第三者評価取得が不要であること、京都府が第三者検証を担うことで、SPTに関する検証費用も不要なことから、企業のコスト負担及び金融機関の事務負担が軽減される。
- 3) 個別にKPI、SPTの協議・設定が不要なことから、機動的なSLLの実行が可能となる。

<インパクト評価方法の先進性>

- 1) CO2排出量算定には、特定事業者制度を準用する。同制度は、評価スキームが全て確立しており、京都府の恣意的な操作が入る蓋然性が極めて低い。また、評価は庁内に有する独立した専門部署が行う。
- 2) KPIは、京都府の2030年及び2050年の脱炭素化に係る中長期計画に紐づいており、SPTは同計画達成に必要となる各事業部門の削減率を踏まえて設定している。
- 3) インパクトの把握・管理を京都府が行い、計画劣後した際のエンゲージメントを京都府と金融機関が連携して行う。

モデル創出事業における審査の過程で、審査委員は以下の点に留意したうえでフレームワークの構築及び運用をすることを要請している。

- 1) 脱炭素化を推進するうえで、様々なビジネスが生まれることが期待される。これらのビジネスとファイナンスをうまく結びつけること。
- 2) 他の政策（例：脱炭素先行地域や内閣府地方創生 SDGs 金融）との連携（相乗効果）を意識しながら効率的かつ効果的な運用を心掛けること。
- 3) 本フレームワークに関与するステークホルダー（企業、金融機関等）の金融リテラシーを向上させる取組を並行して行うこと。
- 4) 計画に劣後した事業会社に適切なエンゲージメントを京都府と金融機関が連携して行うこと。

JCRは上記に留意して適合性確認業務を行った結果、京都府が以下の対応を実施または今後実施する計画であることを確認した。脱炭素化を推進するために、様々なステークホルダー（金融機関、商工会議所、工業会など）を招聘した「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立し、第1回検討会議を2022年12月7日に開催。本フレームワークの活用に向けた知見拡大・体制整備の他、中小企業（顧客）への脱炭素化に向けた対応力強化に繋がる情報収集や人材育成等についても意見交換を行った。今後も定期的に本フレームワークに関与するステークホルダーに対し、金融リテラシー向上に向けたセミナー・研修開催といった取組を検討している。また、計画に劣後した事業会社に対しては、京都府が専門家と共に事業所等へ直接訪問し、改善に資する指導・助言等を行う仕組みを有している。

2 適合性確認等業務の概要

2.1 参照する原則・ガイドライン等

APLMA, LMA, LSTA¹サステナビリティ・リンク・ローン原則 2022

環境省サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年度版

2.2 結論要約

京都府は、「京都議定書誕生の地」として、地球温暖化対策をはじめ、他のモデルとなるような環境への取組を実践し、世界に発信する使命と役割を果たすべく、多種多様なパートナーシップや地域資源を最大限に活用し、環境政策に取り組んできた。

2022 年度の京都府地球温暖化対策推進計画の改定により、条例に基づく大規模排出事業者への排出量削減の更なる促進や再エネ導入等の推進等を通じて、2030 年までに 2013 年度比 46% 以上削減、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指している。

また、昨今の ESG 投資等の拡大やサプライチェーンの脱炭素化の必要性の高まりを受け、府内地域金融機関や経済団体等とともに「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立するなど、中小企業を含めたサプライチェーンでの取組や金融機関等と連携した脱炭素化支援策の拡充を図っている。

京都府は、京都府全体の 2030 年温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、府内企業の ESG 投融資等への対応や活用を促進し、脱炭素化に向けた取組を加速させるためのファイナンス手法として、以下の KPI, SPT を用いる「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を策定した。本フレームワークで京都府が設定した KPI は、京都府内の GHG 排出量の 6 割以上を排出する産業・業務・運輸部門について中小企業が自社の事業活動における排出量を可視化・削減する取組を推進するものであり、京都府の中長期的な環境に係る重要なパフォーマンス指標から選定されている。また、京都府は、「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を通じて、本フレームワークの活用促進を進める予定である。

【KPI】

京都府内に所在する事業会社による、自社の事業活動から排出される CO2 排出量の削減

【SPT】

京都府の特定事業者制度における目標削減率と同等の水準である

業務部門▲6%、産業部門▲4%、運輸部門▲2%（いずれも年率）以上を達成すること

¹ APLMA: Asia Pacific Loan Market Association, LMA: Loan Market Association, LSTA: Loan Syndication and Trading Association

JCR は、環境省 SLL ガイドラインで示された事項に従い、本フレームワークのガイドラインへの適合性確認を行った。その結果、本フレームワークは SLL ガイドライン上の要件を満たしており、今後の国内における SLL 等の普及に向けた先駆的なモデル事例であると評価している。

3 フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

3.1 フレームワーク作成者の概要

1997年12月に「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が開催され、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に関する初めての法的拘束力をもった国際的枠組みである「京都議定書」が採択された。京都府は「京都議定書誕生の地」として、地球温暖化対策をはじめ、他のモデルとなるような環境への取組を実践し、世界に発信する使命と役割を果たすべく、多種多様なパートナーシップや地域資源を最大限に活用し、環境政策に取り組んできた。

2022年度の京都府地球温暖化対策推進計画の改定により、条例に基づく大規模排出事業者への排出量削減の更なる促進や再エネ導入等の推進等を通じて、2030年までに2013年度比46%以上削減、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指している。

3.2 本フレームワーク作成の目的

京都府は、地球温暖化対策推進計画において、2030年までの基本的な考え方を以下の通り示している。

<2030年までの施策の基本的な考え方>

2050年頃の京都府の将来像

※京都府環境基本計画

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築を目指します

長期的な目標

2050年度 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進します
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進します
- 省エネの加速化・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進します
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進します

2030年度 温室効果ガス排出量削減目標

当面の目標

2030年度 温室効果ガス排出量 46%以上削減

（基準年度：2013年度）

- ・SDGs の考え方を踏まえ、環境と経済・社会課題の同時解決を目指した取組を推進
- ・緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として展開し、気候変動に対する強靱な取組を推進
- ・省エネの取組の加速化に加えて、京都府内の地域資源を活用して再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を図り、再生可能エネルギーの主力電源化に資する取組を推進
- ・コロナ危機と気候危機への取組を両立し、市町村や企業、地域の団体、NPO、府民等、多様な主体と連携・協働しながら取組を推進

上記基本方針に則り、特に産業・業務分野においては、以下の施策を講じる計画である。

事業活動（産業・業務）

事業活動から排出される温室効果ガスの一層の削減やサプライチェーン全体での温室効果ガス削減、環境配慮型経営の促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

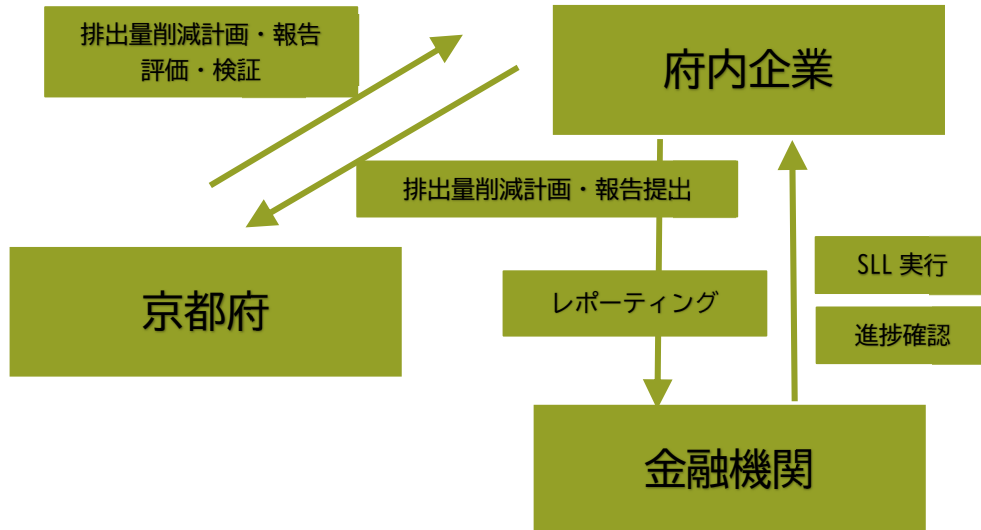
- ・大規模事業者による排出削減対策の強化と再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を評価する制度の構築
- ・中小企業にも取り組める脱炭素に向けた目標達成への支援
- ・サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価
等



出典：環境省

本フレームワークは、上記のサプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価することにより、京都府全体の脱炭素化を図ることを目的としている。また、本フレームワークを活用した個別のSLLを実行する中小企業の事務・コストの効率化に資するとともに、金融機関における脱炭素及びサステナブルファイナンスに係る知見の蓄積によるエンゲージメント能力の向上も、併せて企図している。

3.3 フレームワーク（京都ゼロカーボン・フレームワーク）の概要



本フレームワークにおける各ステークホルダーの役割は、以下の通りである。

① 京都府の役割：

府内を中心とする金融機関が SLL 実行に際し利用可能となる SLL フレームワークを策定。

個別の SLL 実行に際しては、第三者として府内企業の CO2 排出量、削減計画、進捗を確認する役割を担う。

② 金融機関：

京都府が策定した本フレームワークに基づき、個別 SLL を実行。

本フレームワークを活用する金融機関は、サステナビリティ戦略のうち、SLL 実施体制、モニタリング方法などを京都府が提示するフォーマットに基づき作成・報告すること。

③ 府内企業：

本フレームワークを活用した SLL による借入を希望する企業は、自社の CO2 排出量を、京都府の特定事業者制度の様式の一部により、報告を行うこと。

借入後は年に 1 回、京都府の特定事業者制度の様式の一部により京都府及び金融機関に排出量実績及び計画の進捗を報告すること。

本フレームワークで使用される KPI 及び SPT は以下の通り設定されている。

【KPI】

京都府内に所在する事業会社による、自社の事業活動から排出される CO2 排出量の削減

【SPT】

京都府の特定事業者制度における目標削減率と同等の水準である

業務部門▲6%、産業部門▲4%、運輸部門▲2%（いずれも年率）以上を達成すること

3.4 フレームワークにおけるローンの特性

本フレームワークに基づき実行されるローンは、原則として SPT を達成した場合に金利との連動（金利優遇または寄付等のインセンティブ付与）が発生することとする。ただし、金利との連動方法の詳細や度合いについては、各金融機関と借入人との間での個別交渉とする。

本フレームワークを参照した SLL については、以下のローンの特性について、貸付契約書または当該契約書に添付する特約書類等においてあらかじめ書面で合意されている必要がある。

- ① SPT 達成時の金利との連動
- ② M&A、災害等の外的要因により、SPT に大きな影響を及ぼし得る事象が発生した場合に、SPT を見直す必要があると認識された場合には、当該事象発生時の対応（金融機関に対する適時報告、SPT 再設定のための審議、等）
- ③ 上記削減計画については 3 年間の計画であるため、3 年以上の年限を有する SLL については、計画の更新を適時に行い、返済期限到来まで計画を有していること。
- ④ SLL は原則として中長期のサステナビリティ目標を支援するためのファイナンスであるため、個別ローンの借り入れ期限は 3 年以上とする。

3.5 レポートニング

本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、SPT に関して、貸付人に年に 1 回、レポートニングを実施する。レポートニング対象期間は、レポートニング日の属する会計年度の前会計期間である。

No.	レポートニング内容	レポートニング時期
①	事業者排出量削減計画書	SLL 実行の翌年度を初回とし、最終判定日まで年次
②	事業者排出量削減報告書	

3.6 検証

本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、最終判定日が到来するまで年次で、京都府に対して実績の報告を行う必要がある。また、京都府は地球温暖化対策の推進に関する業務を所管する府民環境部脱炭素社会推進課が当該 SLL から独立した第三者として当該報告の受理・審査し、SPT に関する確認を行うことをもって検証とみなす。

借入人は、当該検証結果を、毎年度貸付人に対して行うレポートニングに含める。

4 適合性確認の枠組み

本借入前報告書では、環境省の SLL ガイドラインに基づき、本借入金の適合性確認を実施した。

SLL ガイドラインは、SLL に期待される事項と具体的対応方法の例を示したものであり、SLL については「KPI の選定」、「SPTs の設定と借り手のサステナビリティの改善度合の測定」、「ローンの特性」、「レポートイング」、「検証」の 5 項目にわたり、SLL が備えることを期待する基本的な事項（「べきである」項目）や、採用することを推奨する事項（「望ましい」項目）等が整理されている。本報告書の「5 SLL ガイドライン及び SLLP への適合性確認」においては、同ガイドラインの「べきである」項目を**濃いグリーン**、同ガイドラインの「望ましい」項目を**明るいグリーン**の文字で示している。

本フレームワークでは、「借り手」である府内企業が、共通した京都府の中長期的な CO2 排出削減目標達成のために SPT 達成を目指す形となっているため、京都府を借り手として適合性確認を行う。

本フレームワークの SLL ガイドラインへの適合状況及びその確認方法は、以下の通りである。

内容	SLL ガイドライン	適合状況 (確認方法)
前文		
借り手は、KPI の選択理由と SPT 達成に向けた動機・意欲を貸し手に明確に伝えるべきである。	第 2 節 前文	適合している ・フレームワーク ・応募書類 ・ヒアリング
借り手は、KPI の選択理由と SPT 達成に向けた動機・意欲を持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティに関する包括的な戦略等）の文脈の中に位置づけることが望ましい。	前文	適合している ・フレームワーク ・環境基本計画 ・ヒアリング
借り手は、SPTs が準拠しようとする基準又は認証がある場合はそれを開示することが望ましい。	前文	適合している ・フレームワーク
1. KPI の選定		
KPI は借り手の中核となるサステナビリティおよび事業戦略、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要（マテリアル）であるべきであり、経営陣のもとで管理されるべきである。	1-②	適合している ・フレームワーク ・応募書類 ・ヒアリング

内 容	SLL ガイドライン	適合状況 (確認方法)
KPI の選定に当たっては以下の事項を満たすべきである。 ・借り手のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要（マテリアル）であり、借り手の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること ・一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること ・ベンチマークが可能であること、つまり、SPTs の野心性を評価するために、外部指標や定義を可能な限り活用する。	1-③	適合している ・フレームワーク ・ウェブサイト ・応募書類 ・ヒアリング
借り手は、KPI の適用範囲と共にその明確な定義を提示し、算出方法、ベースラインの定義を明らかにするほか、可能な場合は業界標準と照らし合わせて KPI をベンチマークするべきである。	1-④	適合している ・フレームワーク ・応募書類 ・ウェブサイト
2. SPTs の設定と借り手のサステナビリティの改善度合の測定		
SPTs は、真摯かつ誠実に設定されなければならない、ローンの期間中を通じて（当てはまる限りにおいては）関連性があるものであるべきである。	2-①	適合している ・フレームワーク ・ヒアリング
SPTs は野心的であるべきである。すなわち、 ・それぞれの KPI における重要な改善を表し、「BAU: Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」の軌跡を超えるものであるべきである。 ・可能な場合においては、ベンチマークや外部参照値と比較可能であるべきである。 ・借り手の全体的なサステナビリティ/ESG 戦略と整合しているべきである。 ・ローン開始前又は開始時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されるべきである。	2-②	適合している ・フレームワーク ・ウェブサイト ・応募書類 ・ヒアリング
実際の目標設定の作業は、以下の観点の組み合わせによってベンチマークするべきである。 ・借り手自身の長期的パフォーマンス（選択した KPI に関する測定実績（可能な場合は、最低 3 年間）。また、可能な限り、KPI に関する将来的な予測情報。 ・同業他社等の比較対象（入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社のパフォーマンスに対する SPTs の相対的位置づけ、または現行の業界やセクターの水準と比較した相対的位置づけ） ・科学的根拠（科学に基づくシナリオや絶対的な基準、国・地域・国際的な公式目標、認定された BAT(Best Available Technology)、その他の ESG テーマに関係する関連指標	2-③	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
SPTs の目標設定に関する情報開示では、以下について明確に言及するべきである。 ・SPTs 達成のタイムライン（目標達成状況を確認する日付・期間、トリガーとなる事象、SPTs のレビュー頻度が含まれる） ・該当する場合、KPI の改善を示すために選定された検証済みのベースラインや科学に基づく基準点、ならびに当該ベースラインや基準点を利用する根拠（日付・期間を含む）。 ・該当する場合、どのような状況においてベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか。 ・可能な場合は、競争上の検討事項や守秘義務に配慮したうえで、借り手がどのように SPTs を達成するつもりか、例えば、そのサステナビリティ/ESG 戦略の説明や ESG ガバナンスと投資、事業戦略の支援を通じて等、SPTs 達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類と予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すこと。 ・SPTs の達成に影響を及ぼしかねない、発行体の直接的なコ	2-⑤	適合している ・応募書類 ・ウェブサイト

内 容	SLL ガイドライン	適合状況 (確認方法)
ントロールの及ばない他の重要な要因。		
KPI や SPTs は借り手のサステナビリティに係るパフォーマンスを測定するため、取引ごとに、借り手と貸し手の間で交渉し、適切なものを設定するべきである。	2-⑥	適合している ・フレームワーク ・ヒアリング
KPI と SPTs は客観性が重要であり、その内容の適切性について、借り手は第三者のレビューを求めることが望ましい。	2-⑧	適合している ・フレームワーク
外部レビュー期間は契約前のレビューにおいて、選定された KPI の妥当性、頑健性及び信頼性、提示された SPTs の根拠及び野心度、選定されたベンチマークとベースラインの妥当性と信頼性、ならびに該当する場合はシナリオ分析に基づく達成に向けた戦略の信頼性を評価するべきである。	2-⑨	適合している ・フレームワーク ・応募用紙 ・ヒアリング
契約後のレビューにおいては、周辺環境、KPI の方法論、SPTs の測定に重大な変更があった場合、借り手は、外部機関にもその変更について評価を依頼することが望ましい。	2-⑩	適合している ・フレームワーク ・ヒアリング
借り手は、第三者のレビューを取得しない場合、SPTs の内容を検証するために、内部の専門的知識を示す又は開発することが強く推奨され、内部レビューを行うための専門性（関連する内部プロセスやスタッフの専門性を含める）を文書化することが望ましい。また、作成された文書は、貸し手に提供されることが望ましい。	2-⑫	確認対象外
借り手がサステナビリティ・リンク・ローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るためには、サステナビリティに関する透明性を確保することが必要であり、サステナビリティ・リンク・ローンの自己評価の結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。	2-⑭	適合している ・ヒアリング
3. レポートイング		
借り手は、可能な場合には貸し手が SPTs のパフォーマンスをモニタリングし、SPTs が野心的で借り手のビジネスに対し妥当性がある状態に変わりはないかを判断するため、外部機関による ESG 格付等の SPTs の達成状況に関する最新情報を入手できるよう、少なくとも 1 年に 1 回以上、貸し手に報告するべきである。	4-①	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
借り手として、サステナビリティ・リンク・ローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、借り手は、サステナビリティ・リンク・ローンであることを表明する場合には、第三者が達成状況を判別できるよう、SPTs に関する情報を一般に開示すべきである。	4-②	適合している ・フレームワーク ・ヒアリング
4. 検証		
借り手は、各 KPI の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて、独立した外部機関による検証を少なくとも年 1 回以上受けなければならない。	5-①	適合している ・応募書類 ・フレームワーク

内 容	SLL ガイドライン	適合状況 (確認方法)
<p>借り手が外部機関による検証を受けた場合には、結果に係る文書等について、貸し手に報告するべきである。</p> <p>適切な場合には、外部機関による SPTs のパフォーマンスの検証結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。</p>	<p>5-④</p> <p>5-④</p>	<p>適合している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募書類 ・フレームワーク <p>適合している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング

5 SLL ガイドラインへの適合性確認

5.1 前文、KPI の選定

SLL ガイドライン 前文

借り手は、KPI の選択理由と SPT 達成に向けた動機・意欲を貸し手に明確に伝えるべきである。

借り手は、KPI の選択理由と SPT 達成に向けた動機・意欲を持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティに関する包括的な戦略等）の文脈の中に位置づけることが望ましい。

借り手は、SPTs が準拠しようとする基準又は認証がある場合はそれを開示することが望ましい。

京都府は、本フレームワークにおける KPI の選択理由と SPT 達成に向けた動機・意欲をフレームワーク及び「地域脱炭素・京都コンソーシアム」等の場において参加金融機関等に伝えている。

京都府は、脱炭素に係る中長期目標を掲げているほか、地球温暖化対策推進計画において、2030 年までの基本的な考え方を示している。当該考え方に基づき、フレームワークの中で KPI 選択理由及び SPT 達成に向けた動機・意欲を示している。また、準拠する規準・認証についてもフレームワークに記載・開示している。

SLL ガイドライン 1 【KPI の選定】

- ① KPI は借り手の中核となるサステナビリティおよび事業戦略、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要（マテリアル）であるべきであり、経営陣のもとで管理されるべきである。
- ② KPI の選定に当たっては以下の事項を満たすべきである。
 - ・ 借り手のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要（マテリアル）であり、借り手の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること
 - ・ 一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること
 - ・ ベンチマークが可能であること、つまり、SPTs の野心性を評価するために、外部指標や定義を可能な限り活用する。
- ③ 借り手は、KPI の適用範囲と共にその明確な定義を提示し、算出方法、ベースラインの定義を明らかにするほか、可能な場合は業界標準と照らし合わせて KPI をベンチマークするべきである。

KPI 京都府内に所在する事業会社による、自社の事業活動から排出される CO2 排出量の削減

本フレームワークで設定された KPI は、京都府の地球温暖化対策推進計画の中核となる京都府全域の温室効果ガス削減目標達成において重要な指標として位置づけられる。当該目標達成に向けた進捗状況については、毎年京都府が確認・管理し、公表することとなっている。

本 KPI は、以下の点より、本フレームワークで関与するすべてのステークホルダーにとって重要な指標である。

- ① 京都府地球温暖化対策推進計画に定められた対象分野における取組のうち、事業に係る脱炭素の取組を推進するもの
- ② 本フレームワークを活用して融資を受ける企業の脱炭素化の取組の進展に寄与するもの
- ③ 本フレームワークに基づき SLL を実行する地域金融機関の脱炭素に係る知見の蓄積及びエンゲージメント能力強化に資するもの

本取組は、京都府のサプライチェーン全体の脱炭素化を目指すものであり、個別の SLL における CO2 排出削減の取組は各企業によって異なるものの、目標はどの企業も京都府地球温暖化対策条例等に基づく削減目標に準拠するため、本フレームワークに基づく個別の SLL の借り手と貸し手が異なっても、同一の KPI を用いることにおいて有意義性が失われるものではないと考えられる。さらに、国内で依然として中小企業の CO2 排出量可視化が進んでいないこと、各企業独自の目標設定も途上であることを踏まえると、京都府の削減計画に沿って CO2 削減に取り組むことは合理的であると JCR は評価している。

本 KPI で使用する各事業会社の事業活動から排出される CO2 排出量の算定においては、京都府の特定事業者制度で定められた算定方法、削減計画の策定を行うため、一貫した算定方法に基づく定量的な指標である。具体的な算定対象範囲・算定方法・ベースライン等は以下の通り。

算定対象範囲：各事業会社の Scope1+2

算定方法：エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に準拠

ベースライン：事業活動に伴う CO2 排出量の過去 3 年間（計画書策定時点）の平均値を原則とし、特別の事由がある場合は前年度の値とすることができる

<参考> 京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度（特定事業者制度）

1. 対象事業者

大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して年間 1,500kl 以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック：100 台以上、バス：100 台以上、タクシー：150 台以上を保有する運送事業者及び鉄道車両 150 両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して年間 3,000 トン以上の事業者

2. 義務事項

(1) 条例で定める**計画期間**での事業活動に伴う温室効果ガスの排出量、削減措置、削減目標等に関する削減計画書及び報告書の作成・提出

○ 3 年間の削減計画に関する 事業者排出量削減計画書（計画書）

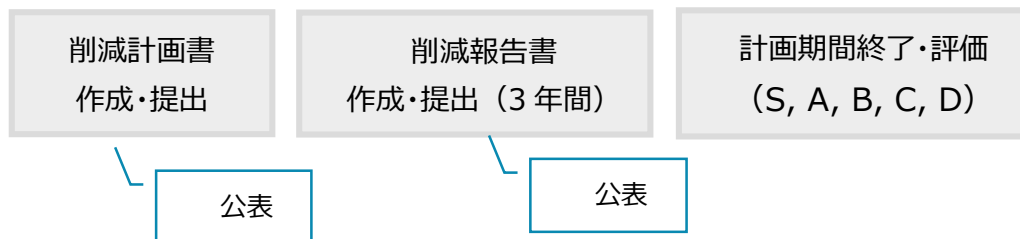
<提出期限：9 月末…3 年に 1 度>

○ 計画の実施状況を報告する 事業者排出量削減報告書（報告書）

<提出期限：7 月末（毎年度）>

(2) 特定事業者は**目標削減率**を目安に削減取組を実施

3. 制度のフロー



5.2 SPTS の設定と借り手のサステナビリティの改善度合の測定

SLL ガイドライン 2

- ① SPTS は、真摯かつ誠実に設定されなければならない、ローンの期間中を通じて（当てはまる限りにおいては）関連性があるものであるべきである。

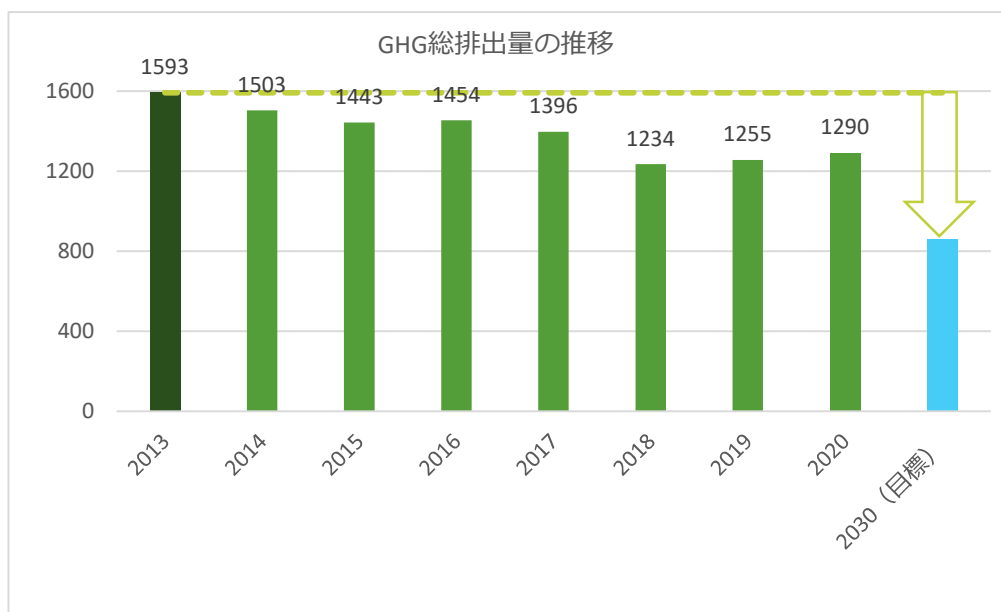
本フレームワークで定められた SPTS は、3 年超のローンの場合には、3 年後に新たな計画期間・目標の設定を貸付人及び借入人で協議して行うことを確認している。

SLL ガイドライン 2（SPTS の内容・野心度）

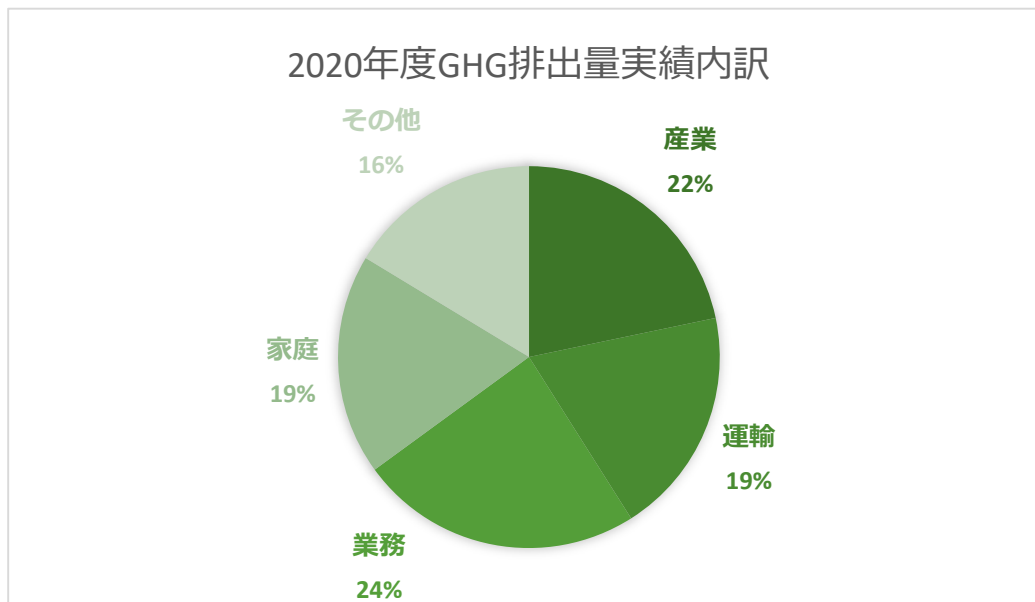
- ② SPTS は野心的であるべきである。すなわち、
- ・ それぞれの KPI における重要な改善を表し、「BAU : Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」の軌跡を超えるものであるべきである。
 - ・ 可能な場合においては、ベンチマークや外部参照値と比較可能であるべきである。
 - ・ 借り手の全体的なサステナビリティ/ESG 戦略と整合しているべきである。
 - ・ ローン開始前又は開始時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されるべきである。
- ③ 実際の目標設定の作業は、以下の観点の組み合わせによってベンチマークするべきである。
- ・ 借り手自身の長期的パフォーマンス（選択した KPI に関する測定実績（可能な場合は、最低 3 年間）。また、可能な限り、KPI に関する将来的な予測情報。
 - ・ 同業他社等の比較対象（入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社のパフォーマンスに対する SPTS の相対的位置づけ、または現行の業界やセクターの水準と比較した相対的位置づけ）
 - ・ 科学的根拠（科学に基づくシナリオや絶対的な基準、国・地域・国際的な公式目標、認定された BAT(Best Available Technology)、その他の ESG テーマに関係する関連指標

【京都府全体としての野心度】

京都府は、2030 年度までに 2013 年度比 46%以上の GHG 削減、2050 年度までに GHG 排出量実質ゼロを目指している。



上記目標達成にあたり、本フレームワークで対象とするのは産業・業務・運輸部門だが、当該部門合計で京都府全体の GHG 排出量の約 6 割以上を占めている（2020 年度実績）



京都府の GHG 削減目標は、過去の削減推移からみて、BAU を超えているほか、日本の目標水準と合致している。他の都道府県の削減目標と比しても遜色のない水準である。科学的根拠との整合の観点からは、当該 GHG 排出量の大半が京都府にとっての Scope3 に該当すると考えた場合、2021 年度以降 2030 年度までの 10 年間でさらに約 27%の CO2

削減が必要なことを勘案すると、SBT が Scope 3 に対して求める 2 度未満目標水準を達成している。

【事業会社の削減計画における目標達成の観点からの野心度】

第 1 計画期間 (H23-25年)	事業者数	S評価		A評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
		S評価	A評価	S評価	A評価			
産業部門	115	13	62	75	65.2%	2%		
業務部門	122	17	71	88	72.1%	3%		
運輸部門	26	2	18	20	76.9%	1%		
合計	263	32	151	183	69.6%			

第 2 計画期間 (H26-28年)	事業者数	S評価		A評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
		S評価	A評価	S評価	A評価			
産業部門	108	18	49	67	62.0%	2%		
業務部門	117	28	55	83	70.9%	3%		
運輸部門	27	3	18	21	77.8%	1%		
合計	252	49	122	171	67.9%			

第 3 計画期間 (H29-31年)	事業者数	S評価		A評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
		S評価	A評価	S評価	A評価			
産業部門	109	13	46	59	54.1%	2%		
業務部門	109	23	44	67	61.5%	3%		
運輸部門	23	4	14	18	78.3%	1%		
合計	241	40	104	144	60.0%			

本事業制度のベンチマークは、京都府における特定事業者制度の過去 3 計画期間（計 9 年間）における達成率から野心度を判定する。達成率は、これまでのところ 6 割から 7 割弱にとどまっていることから、事業会社が目標達成をすることは必ずしも容易ではなく、BAU を超えていると考えられる。なお、本フレームワークにおいては、令和 2 年の京都府地球温暖化対策条例等の改正に伴う目標削減率の見直し（各部門とも倍の 2%、4%、6%）を踏まえたものであり、目標達成の難易度は高くなることが予想される。

以上より、本フレームワークの SPT は「野心的なもの」であり、適切なベンチマークの下に設定されている。

SLL ガイドライン 2 （情報開示）

- ⑤ SPTs の目標設定に関する情報開示では、以下について明確に言及するべきである。
- ・ SPTs 達成のタイムライン（目標達成状況を確認する日付・期間、トリガーとなる事象、SPTs のレビュー頻度が含まれる）
 - ・ 該当する場合、KPI の改善を示すために選定された検証済みのベースラインや科学に基づく基準点、ならびに当該ベースラインや基準点を利用する根拠（日付・期間を含む）。
 - ・ 該当する場合、どのような状況においてベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか。

- ・ 可能な場合は、競争上の検討事項や守秘義務に配慮したうえで、借り手がどのように SPTs を達成するつもりか、例えば、そのサステナビリティ/ESG 戦略の説明や ESG ガバナンスと投資、事業戦略の支援を通じて等、SPTs 達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類と予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すこと。
- ・ SPTs の達成に影響を及ぼしかねない、発行体の直接的なコントロールの及ばない他の重要な要因。

本フレームワークでは、以下について、個別に事業会社から京都府に報告が上がり、当該報告が貸付人に共有されることが定められている。当該報告内容には上記情報開示項目が含まれていることを JCR は京都府へのヒアリングによって確認した。

SLL ガイドライン 2

- ⑥ KPI や SPTs は借り手のサステナビリティに係るパフォーマンスを測定するため、取引ごとに、借り手と貸し手の間で交渉し、適切なものを設定するべきである。

京都府は 2022 年 12 月 1 日に「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立し、第 1 回検討会議を同年 12 月 7 日に開催。メンバーには本フレームワークを活用予定の金融機関の他、商工会議所や工業会等が参加。同会議において本フレームワークの活用に向けた知見拡大・体制整備の他、中小企業（顧客）への脱炭素化に向けた対応力強化に繋がる情報収集や人材育成等についても意見交換を行った。

SLL ガイドライン 2 （第三者レビュー）

- ⑧ KPI と SPTs は客観性が重要であり、その内容の適切性について、借り手は第三者のレビューを求めることが望ましい。
- ⑨ 外部レビュー機関は契約前のレビューにおいて、選定された KPI の妥当性、頑健性及び信頼性、提示された SPTs の根拠及び野心度、選定されたベンチマークとベースラインの妥当性と信頼性、ならびに該当する場合はシナリオ分析に基づく達成に向けた戦略の信頼性を評価すべきである。
- ⑩ 契約後のレビューにおいては、周辺環境、KPI の方法論、SPTs の測定に重大な変更があった場合、借り手は、外部機関にもその変更について評価を依頼することが望ましい。
- ⑫ 借り手は、第三者のレビューを取得しない場合、SPTs の内容を検証するために、内部の専門的知識を示す又は開発することが強く推奨され、内部レビューを行うための専門性（関連する内部プロセスやスタッフの専門性を含める）を文書化することが望ましい。また、作成された文書は、貸し手に提供されることが望ましい。

京都府は環境省モデル事業に応募し、第三者の意見を求めているほか、JCR から第三者意見を受領予定である。JCR は、本適合確認で記載の通り、SPT の根拠、野心度、選定されたベンチマークとベースラインの妥当性と信頼性等について評価を行った。また、条例改正等に伴い、契約後に KPI あるいは SPT に変更が生じた場合には、京都府及び関係者各位と共に JCR が調整・再評価する予定である。

SLL ガイドライン 2

- ⑭ 借手がサステナビリティ・リンク・ローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るためには、サステナビリティに関する透明性を確保することが必要であり、サステナビリティ・リンク・ローンの自己評価の結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。

京都府は借入人に代わって SLL の進捗・評価結果等をウェブサイトで開示の予定である。

5.3 レポーティング

SLL ガイドライン 4 (貸し手への報告及び一般的開示)

- ① 借手は、可能な場合には貸し手が SPTs のパフォーマンスをモニタリングし、SPTs が野心的で借手のビジネスに対し妥当性がある状態に変わりはないかを判断するため、外部機関による ESG 格付等の SPTs の達成状況に関する最新情報を入手できるよう、少なくとも 1 年に 1 回以上、貸し手に報告するべきである。
- ② 借手として、サステナビリティ・リンク・ローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、借手は、サステナビリティ・リンク・ローンであることを表明する場合には、第三者が達成状況を判別できるよう、SPTs に関する情報を一般に開示すべきである。

京都府は、SPT を設定した各事業会社の進捗につき、年に 1 回、ウェブサイト上で関連する情報（削減計画及び削減報告書）を開示する予定である。

5.4 検証

SLL ガイドライン 5 (外部機関による検証)

- ① 借り手は、各 KPI の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて、独立した外部機関による検証を少なくとも年 1 回以上受けなければならない。
- ④ 借り手が外部機関による検証を受けた場合には、結果に係る文書等について、貸し手に報告するべきである。
- ④ 適切な場合には、外部機関による SPTs のパフォーマンスの検証結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。

京都府は、個別ローン契約から独立した外部機関として、提出された削減計画及び削減報告書の確認を行うことが条例で定められている。本フレームワークでは、当該条例で定められた報告制度で設定した削減目標率を SPT として定めることから、当該数字の検証は、当該制度の所管部署である府民環境部脱炭素社会推進課が実施する。京都府の検証結果は、各金融機関に共有される。また、各事業会社が提出した削減報告はウェブサイト上で公表される仕組みとなっており、そこに SPT の検証結果が含まれている。なお、削減報告については京都府ウェブサイトで開示するが、対象企業が提出した資料は、京都府のみが開示を受けるため、対象企業の機密は担保される。

京都府では平成 18 年度より、特定事業者制度を運用し、複数年にわたってその根拠となる条例の改正を行うなど、温室効果ガス算定・確認・評価について長年取り組んでおり、十分な知見が蓄積されている。また、京都府では脱炭素社会推進課という専門部署を設けて対応しており、専門人材を擁している。よって、京都府は検証機関として十分な専門的能力を有しており、問題ない。

さらに、本件の責任部署である府民環境部脱炭素社会推進課は、他の部門から独立しており、特定事業者制度の運用にあたり、商工関連など他部局への意見照会等の事務手続きは行っておらず、他部局は関与していない。特定事業者制度については、毎年度の進捗確認と計画期間（3 年間）毎に制度設計の見直しが諮られている。そのうえ、既に確立した算定方法があるため、担当者レベルで恣意的な結論を導き出すことができない体制が確立している。以上のことから、透明性の確保及び恣意性の排除が担保された評価制度に則って評価を行う京都府は、第三者性を十分に有していると判断している。

6 適合性確認機関

本適合性確認等業務は JCR が専門性をもって、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めた。

- 株式会社日本格付研究所(JCR)
<https://www.jcr.co.jp/>

確認資料リスト

- ・ 京都ゼロカーボン・フレームワーク（令和4年12月）
- ・ 京都府環境基本計画（令和2年12月）
- ・ 京都府地球温暖化対策推進計画（令和3年3月）
- ・ 京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度
<https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/enterprise/index.html>
- ・ 京都府 ウェブサイト
<https://www.pref.kyoto.jp/>